市民と憲法（第3・4ターム　月曜日5限）

担当教員：岡村 みちる 先生

2021年10月26日

**市民と憲法 論題1「香川県ゲーム依存症対策条例について」**

【論題1】「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」について、あなたは、憲法違反と思うか？(合憲か？違憲か？) あなたの意見を、理由とともに述べよ。 (最低400字)

私は「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」について、憲法違反となるのではないかと考える。理由としては、憲法第13条に記載された「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を侵害する可能性があるからだ。

そもそも先述の条例は、世界保健機関(WHO)がゲーム障害を疾病として定義し、国際疾病分類の第11回改訂版(ICD-11)に記述するなど、国際的にゲームに対する有害性の認識が広がりつつある流れの中で策定されたものである[1]。同条例第1条には『ネット・ゲーム依存症対策の推進について、基本理念を定め、及び県、学校等、保護者等の責務等を明らかにするとともに、ネット・ゲーム依存症対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする』と定められており[2]、インターネット・ゲーム依存症を防止しようという意図が見受けられる。また、香川県議会は過去に同条例が「努力義務」によるものであることを明言している[3]。

しかし、同条例第6条(保護者の責務)第2項においては『保護者は、乳幼児期から、子どもと向き合う時間を大切にし、子どもの安心感を守り、安定した愛着を育むとともに、学校等と連携して、子どもがネット・ゲーム依存症にならないよう努めなければならない』と記しており、まるでこの条例が努力義務ではないかのように受け取ることができる。また、第6条第3項においても、保護者に対してネット・ゲームの利用管理の責務を明文化しており、さらに第11条(事業者の役割)第1項・第2項においては、事業者に対してネット・ゲーム依存症対策への協力を義務付けているような文章が見受けられる。

香川県議会が「努力義務」だと明言していたとしても、法律が多義的に解釈されることは極力避けられるべきことであり、結果として「遂行する義務」として受け取られる可能性がある以上、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例は憲法第13条に照らして、違憲となる可能性があると考えられる。

【参考文献】

[1] 「ゲーム1日60分」香川で条例成立、依存症対策議論促す: 日本経済新聞 (2021年10月26日閲覧)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56932160Y0A310C2LA0000/>

[2] ネット・ゲーム依存を予防するために｜香川県 (2021年10月26日閲覧)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/tiikikosodate/wvl90x200716114340.html>

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/1150/wvl90x200716114340_f01_1.pdf>

[3] ゲーム条例は「単なる努力義務」　弁護士会に県議長反論：朝日新聞デジタル (2021年10月26日閲覧)

<https://www.asahi.com/articles/ASN63674JN63PTLC02J.html>